

## 保護者の皆様へ

### 兵庫県の休業要請の見直し等に伴う 保育施設(事業所)の受け入れについて

4月7日に発令されました国の緊急事態宣言は、追加延長期間を経て、5月21日に大阪、京都、兵庫の三府県が解除され、休業要請が大幅に縮小されました。尼崎市においても、5月22日夕刻より緊急会議を開催し、保育施設の休業要請に基づく「限定保育」の終了を決定いたしました。

これまで要請にご協力いただきました多くの保護者の皆様に心より御礼を申し上げます。一方、解除になったとはいえ、コロナ禍が収束した訳ではなく、保育施設は濃厚接触の場であり、感染するリスクが非常に高いということもあり、引き続き、十分ご注意ください、可能な限り在宅での保育を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

5月25日より、限定保育は実施しませんが、引き続き、30日迄は、午後6時までの短縮保育とさせていただきます。また、6月1日より通常の保育を予定しておりますが、行事等の大幅な変更があると考えられますので、その都度、連絡させていただきます。

なお、6月30日までは家庭保育にご協力いただける方は、保育料、給食費等の日割り減免がございますので、宜しくお問い合わせ申し上げます。

令和2年5月23日

園長